

大切な人を守るために

緊急事態宣言が発令され、埼玉県では緊急事態措置が取られています。本市では、「久喜市新型コロナウイルス対策本部」を設置し、新型コロナウイルスの感染防止に向けて全力で取り組んでいます。
※今号に掲載している内容は、令和3年1月15日現在の情報です。

市長メッセージ

市民の皆様、事業者の皆様には、日ごろから新型コロナウイルス感染症対策について、ご理解、ご協力を賜り、感謝を申し上げます。

国は、1月7日、新型コロナウイルス感染症の急速な拡大を食い止めるため、埼玉県を含む1都3県に対して緊急事態宣言を発令し、これを受け埼玉県は、1月8日から2月7日までを緊急事態措置の実施期間として、不要不急の外出自粛や施設の使用停止等を要請しております。

感染拡大を防止し、減少に転じさせるため、社会全体での取り組みにご協力をいただきたいと存じます。

また、今後における対策の重要な柱となるワクチン接種に関し、市では、早期に実施体制を確保するため、全庁を挙げて準備を進めております。

ワクチン接種は、医療従事者等、65歳以上の高齢者、基礎疾患をお持ちの方から順次開始し、65歳以上の高齢者の接種は、早ければ3月下旬からとなる見通しです。

接種が完了するまで長期的な取り組みとなりますが、ワクチン接種の実施主体として責任を果たしてまいります。

市民の皆様におかれましては、ご家族や友人など大切な方の命を守るため、不要不急の外出の自粛、3密の回避など、改めて感染予防策を徹底いただきますようお願い申し上げます。

久喜市長 梅田 修一

※ワクチン接種については、今後、広報くき・市ホームページ等でお知らせします。

緊急事態宣言が発令されています

市内においても新型コロナウイルス感染症の陽性者が急増しています。感染拡大防止のため、埼玉県が行う要請等にご協力をお願いします。

埼玉県における緊急事態措置等の内容

実施期間 1月8日(金)～2月7日(日)

内容

外出自粛の要請（法第45条第1項）

・不要不急の外出、県境をまたぐ移動の自粛、特に、20時以降の不要不急の夜間外出自粛

※生活や健康の維持のために必要な場合を除く。

施設の使用停止等の要請（法第24条第9項）

飲食店の営業時間の短縮要請等

期間 1月12日(火) 0時～2月7日(日) 24時

対象 県内の飲食店、遊興施設等

内容 営業時間…5時～20時

酒類提供時間…11時～19時

その他の要請事項等は、県ホームページをご覧ください。